

原子力発電所の再稼働について住民の安全・安心の確保を
最優先に対応することを求める意見書

政府は去る6月16日、関西電力大飯原子力発電所（以下、「大飯原発」という。）3号機及び4号機について再稼働することを決定した。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故はいまだに収束しておらず、16万人を超える県民が住み慣れた故郷を追われ、県内外で将来の见えない不安な生活を送っている事実から目を背けてはならない。

福島第一原発事故については、政府や国会による事故調査委員会の検証は途上であり、原因の究明に至っていない。

政府が示した「安全対策」についても、防潮堤、免震重要棟、フィルター付きベント設備等が未整備であり、事故が起こった場合の放射能被害予測や住民避難計画も立てられていない。また、原子力規制機関の経済産業省からの分離も、ようやく方向性が示されたものの、安全規制体制の確立には至っていない。

このような状況の中での国の再稼働決定は、原発事故の被災県としては受け入れ難く、非常に残念である。

よって、政府においては、大飯原発を含め、再稼働の判断に当たっては、福島の悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発事故を十分に検証し、安全規制体制を確立した上で、住民の安全・安心の確保を最優先に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月4日

内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣 あて

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

内閣府特命担当大臣（原子力行政）

福島県議会議長 斎藤健治